## 無利息型普通預金

平成30年4月16日現在

-	平成30年4月16日現在
商品名	無利息型普通預金(決済用預金)
販売対象	・法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体等
期間	・期間の定めはございません。
預 入	
(1)預入方法	・随時預入できます。
(2)預入金額	•1円以上
(3)預入単位	•1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利 息	・お利息はつきません。
税 金	・利息がつかないので税金はかかりません。
手 数 料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。
	(詳しくは「手数料一覧」をご覧下さい。)
付加できる	・個人のものは「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
特約事項	・マル優の対象商品ではございません。
中途解約時の取扱い	なし
金利情報の入手方法	なし
苦情処理措置•紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時~17時、
	電話:0120-964-522)にお申し出ください。
	紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)金沢弁護士会紛争解決センター
	(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
	(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の
	の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・
	ご要望受付窓口」(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、
	上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、
	①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システ
	ム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管
	し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」
	もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 ・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払いにご利用いただ
その他参考 となる事項	・福子、平並、配当並、公社慎ル利並等の自動受取及の公共科並、グレンット等の自動交扱いにこ利用いただ けます。
	'^^^^。   ·普通預金(または総合口座)から無利息型普通預金に変更された場合、変更までに付利する普通預金利息は
	- 「自通慎金(または総合口座/から無利总室自通慎金に変更された場合、変更までに附利する自通慎金利总は - 変更日にお支払いします。
	・預金保険制度により全額保護されます。
	※無利息型普通預金から普通預金へ変更されるご契約について
	預金保険上、万一金融機関が破綻した場合には同預金(変更後の普通預金)は全額保護対象とはならない
	為、お客様の同意を得ることとしており、「変更念書」を取り受けにてご契約いただきます。
決済用預金の第	計義

## 決済用預金の定義

この決済用預金は、預金保険法第51条の2に定められている「①利息が付されていないものであること②預金者がいつでも払戻しを請求できること③決済サービスを提供できること」の3条件を満たす預金であり、預金保険制度の全額保護の対象となります。

